

ID: 65

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第8条(第14条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和47年条例第26号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第8条 この条例又はこの条例に基づく規則に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められる使用者に対して、教育委員会は使用許可を取り消し、若しくは使用を制限若しくは停止又は退去させることができる。 (管理の代行等) 第14条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) センターの使用の許可に関する業務 (2) センターの運営に関する業務 (3) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営又は維持管理上教育委員会が必要があると認める業務 3 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の第4条第2号、第5条の2第3項、第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条第2号中「教育委員会が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得た」と、第5条の2第3項中「教育委員会は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て」と、第6条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第10条
例規番号	昭和47年条例第26号

【根拠条文】

(使用料)

第10条 センターの使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内の青少年が青年の家の設置の趣旨に沿って使用する場合は、無料とする。

別表第1(第10条関係)

体育館・青少年センター使用料金表

1 専用使用

区分	午前		午後		夜間
	午前9時から午前11時50分まで	正午から午後2時50分まで	午後3時から午後5時50分まで	午後6時から午後8時50分まで	
競技場	円 12,240	円 12,240	円 12,240	円 24,480	
剣道場	2,040	2,040	2,040	5,040	
柔道場	2,040	2,040	2,040	5,040	
弓道場	弓道使用	2,040	2,040	5,040	
	その他使用	3,120	3,120	7,320	
控え室	1,680	1,680	1,680	2,640	
多目的室(1)	720	720	720	1,320	
多目的室(2)	1,440	1,440	1,440	2,160	
多目的室(3)	2,400	2,400	2,400	4,080	
大会議室	2,400	2,400	2,400	4,080	
第1会議室	840	840	840	1,560	
第2会議室	720	720	720	1,320	
第1研修室	1,560	1,560	1,560	2,400	
第2研修室	1,560	1,560	1,560	2,400	
音楽室	2,160	2,160	2,160	3,000	
多目的研修室	960	960	960	1,800	

2 一般使用

区分	使用料	備考
トレーニング室	1回 360円 回数券(11枚綴り) 3,600円	中学生以下を除く。使用料は1人1回2時間とする。

備考

- 1 競技場の半面を使用する場合は、当該使用区分に係る使用料は半額とする。
- 2 市外居住者及び団体等が使用するときは、当該使用区分に係る使用料の100パーセン

トの額を加算する。

- 3 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、当該使用区分に係る使用料の50パーセントの額を加算する。
- 4 体育事業及び青少年活動以外に使用するときは、当該使用区分に係る使用料の100パーセントの額を加算する。
- 5 2区分以上を引き続いて使用するときは、区分の間の時間は使用に供して差し支えないものとし、この間の使用料は別に徴収しない。
- 6 第5条の2第3項の規定により、午前9時以前又は午後8時50分以後にセンターを使用する場合の使用1時間までごとの使用料は、午前9時以前の使用にあつては午前の区分の使用料の額に、午後8時50分以後の使用にあつては夜間の区分の使用料の額に、それぞれ170分の60を乗じて得た額(10円未満切上げ)とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 2 年 10 月 1 日

ID: 67

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課

処分の概要	附属設備等使用料の徴収																										
例規名 根拠条項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第10条の2																										
例規番号	昭和47年条例第26号																										
<p>【根拠条文】 (附属設備等使用料) 第10条の2 センターの附属設備等の使用者は、別表第2に定める附属設備等使用料を納付しなければならない。</p> <p>別表第2(第10条の2関係) 附属設備等使用料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">品名</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 45%;">使用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ放送設備</td> <td style="text-align: center;">一式</td> <td style="text-align: right;">1,010</td> </tr> <tr> <td>アリーナ空調設備</td> <td style="text-align: center;">一式</td> <td style="text-align: right;">710</td> </tr> <tr> <td>調理台</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> <tr> <td>更衣ロッカー</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>物品ロッカー(大)</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: right;">2,030</td> </tr> <tr> <td>物品ロッカー(小)</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td style="text-align: right;">1,010</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 アリーナ放送設備は1日1回をもつて1単位とする。 2 アリーナ空調設備は30分をもつて1単位とする。 3 競技場の半面のアリーナ空調設備を使用する場合の使用料金は半額とする。 4 アリーナ空調設備の使用時間が30分未満であるとき、又は使用時間に30分未満の端数を生じたときは、30分とする。 5 調理台は1使用区分をもつて1単位とする。 6 更衣ロッカーは1日1回をもつて1単位とする。 7 物品ロッカー(大)及び物品ロッカー(小)は1月をもつて1単位とする。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>				品名	単位	使用料金			円	アリーナ放送設備	一式	1,010	アリーナ空調設備	一式	710	調理台	1台	500	更衣ロッカー	1台	100	物品ロッカー(大)	1台	2,030	物品ロッカー(小)	1台	1,010
品名	単位	使用料金																									
		円																									
アリーナ放送設備	一式	1,010																									
アリーナ空調設備	一式	710																									
調理台	1台	500																									
更衣ロッカー	1台	100																									
物品ロッカー(大)	1台	2,030																									
物品ロッカー(小)	1台	1,010																									
備考																											
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年10月1日																								

ID: 68

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課

<p>処分の概要</p>	<p>駐車場使用料の徴収</p>		
<p>例 規 名 根 拠 条 項</p>	<p>芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第10条の3第2項</p>		
<p>例 規 番 号</p>	<p>昭和47年条例第26号</p>		
<p>【根拠条文】 (駐車場使用料) 第10条の3 センターに駐車場を設置する。 2 駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設 定 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 4 月 1 日</p>	<p>最 終 変 更 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 296-2

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育部 スポーツ推進課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市都市公園条例 第10条第1項(第14条において準用する場合を含む。)
例規番号	昭和40年条例第13号

【根拠条文】

(使用料等)

- 第10条 法第5条第1項、第6条第1項若しくは同条第3項又はこの条例第4条第1項、同条第3項若しくは第9条の2の許可を受けた者は、別表第4に掲げる額の使用料を納付しなければならない。
- 2 第15条第1項の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が管理する有料公園施設に係る第9条の2の規定による許可を受けた者は、前項の使用料に代えて、当該有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。
- 3 前項の利用料金は、指定管理者が、別表第4に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

別表第4(第10条関係)

1 公園施設を設ける場合

施設の種類の	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 46円

2 公園施設を管理する場合

施設の種類の	使用料
休憩所・売店	1月 1平方メートルにつき 97円

3 有料公園施設を利用する場合

施設の種類の		使用区分	使用料		超過料金
川西運動場	運動場	専用	1時間 720円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 720円
朝日ヶ丘公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 480円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 240円	
		専用	2時間 72,000円(2時間未満は2時間とする。)		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 36,000円
海浜公園	水泳プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 400円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 200円	

		専用	2時間 61,110円(2時間未満は2時間とする。)	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 30,550円	
	温水プール	一般	大人(中学生以上)	1回券 810円	
			子供(4歳以上小学生以下)	1回券 400円	
		回数券(11回)	大人(中学生以上) 8,140円		
			子供(4歳以上小学生以下) 4,070円		
		1月使用券	大人(中学生以上) 6,510円		
			子供(4歳以上小学生以下) 3,250円		
	駐車場	一般	30分までごとに100円(水泳プール及び温水プールの利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
東浜公園、西浜公園	庭球場	専用	1時間 610円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 610円	
芦屋中央公園	野球場、芝生広場	専用	1時間 1,830円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 1,830円	
	駐車場	一般	30分までごとに100円(最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。		
芦屋市総合公園	陸上競技場	一般	大人	1回 480円	
			学生(高校生以下)	1回 240円	
	専用	平日 1時間 4,070円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,070円	
		日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 4,880円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 4,880円	
	第1スポーツコート	専用	平日 1時間 500円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 500円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 610円		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。) 610円
第2スポーツコート	専用	平日 午前9時から正午まで 1時間 2,030円(1時間)		1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)	

			未満は1時間とする。)	2,030円
			平日 正午から午後6時まで 1時間 5,090円(1時間未満は1時間とする。)	5,090円
			平日 午後6時から午後10時まで 1時間 6,110円(1時間未満は1時間とする。)	6,110円
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 午前9時から午後10時まで 1時間 6,110円(1時間未満は1時間とする。)	6,110円
		一般	1人1時間 500円(1時間未満は1時間とする。)	500円
	会議室	専用	1時間 1,010円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)
	駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。ただし、大型自動車は、1台につき1回2,030円とする。	
芦屋公園	庭球場	専用	平日 1時間 1,520円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)
			日曜日、土曜日及び祝日法による休日 1時間 2,030円	2,030円
	会議室	専用	1時間 500円	1時間増すごとに(1時間未満は1時間とする。)
	駐車場	一般	30分までごとに100円(庭球場又は芦屋公園会議室の利用者に限り、最初の30分以内は無料)とする。ただし、午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	
南緑地	西駐車場、東駐車場	一般	駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。	

備考

- 1 温水プールの回数券の有効期間については、購入日から3月間とする。
 - 2 温水プールの1月使用券の有効期間については、購入日から1月間とする。
 - 3 3歳児以下は、無料とする。
 - 4 陸上競技場を営利、営業等を目的として専用使用するときの使用料は、専用使用料の5倍に相当する額とし、営利、営業等を目的とせず、入場料その他これに類するものを徴収して専用使用するときの使用料は、専用使用料の3倍に相当する額とする。
- 4 有料公園施設の附属設備を利用する場合

施設の種類	設備の種類	金額	超過料金
芦屋中央公園	野球場照明	30分 2,130円	30分につき 2,130円

		(30分未満は30分とする。)	(30分未満は30分とする。)
	野球場スコアボード	1時間 400円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 400円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
川西運動場	運動場照明	1時間 50円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 50円 (1時間未満は1時間とする。)
朝日ヶ丘公園	コインロッカー	1回 100円	
海浜公園	コインロッカー	1回 100円	
芦屋市総合公園	第1スポーツコート照明	1時間 450円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 450円 (1時間未満は1時間とする。)
	第2スポーツコート照明	1時間 910円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 910円 (1時間未満は1時間とする。)
	放送器具	1式 500円	
	展示用ボード	1式 1日 1,010円 (1日未満は1日とする。)	
芦屋公園	庭球場照明	1時間 500円 (1時間未満は1時間とする。)	1時間につき 500円 (1時間未満は1時間とする。)

5 都市公園を占有する場合

占有物件	使用料
集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき 536円
工事前仮囲、足場、詰所、落下防止柵その他の工事前施設	1月 1平方メートルにつき 536円
土石、竹木、瓦その他の工事前材料	1月 1平方メートルにつき 536円
電柱、支柱、支線柱及び支線	1年 1本につき 4,644円
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 3,096円
電話柱、電話支柱、電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき 2,412円
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき 1,608円
標柱及び標識類	1月 1本につき 287円
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき 3,444円
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき 3,444円
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が0.07メートル未満のもの 120円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの

	156円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 240円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 312円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 468円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 624円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1,092円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 1,548円 外径が1メートル以上のもの 3,096円
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき 3,444円

6 都市公園において行為をする場合

行為	使用料
行商その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 680円
業として行う写真の撮影	1日 1人につき 1,940円
業として行う映画の撮影	1日 1回につき 7,760円
興行その他これに類する行為	1日 1平方メートルにつき 50円

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第14条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

【基準】

根拠条文、芦屋市都市公園条例施行規則第9条の2及び第10条の規定による。

(駐車場使用料の上限額等)

第9条の2 海浜公園、芦屋中央公園及び芦屋公園の駐車場を使用する場合の条例別表第4 3 有料公園施設を使用する場合の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 海浜公園 600円
- (2) 芦屋中央公園 700円
- (3) 芦屋公園 600円

2 前項に規定する駐車場を午前8時の前後を引き続いて使用する場合において、午前8時までの駐車場の使用料の額が条例別表第4 3有料公園施設を使用する場合の表で定める上限額に達している場合の午前8時からの駐車場の使用料の額は、同表のとおりとする。

(使用料の計算方法)

第10条 第9条の使用料の計算方法は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 年額をもつて定める使用料は、使用の期間に1年未満の端数がある場合は、当該1年未満の期間を月割をもつて計算する。この場合において、1月未満の端数については、1月として計算する。
- (2) 月額をもつて定める使用料は、使用の期間に1月未満の端数がある場合は、当該1月未満の期間を1月として計算する。ただし、使用の期間が15日以内の場合は、月額の半額と

する。

- (3) 時間をもつて定める使用料は使用の時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算する。
- (4) 30分をもつて定める使用料は使用の時間に30分未満の端数がある場合は、30分として計算する。
- (5) 面積又は長さをもつて定める単位に満たない端数がある場合は、切り上げて計算する。

2 次条ただし書の場合においては、既納の使用料は、他日における使用料に充当することができる。

備考

【共通担当部署】

都市建設部 道路・公園課

教育委員会事務局社会教育部 スポーツ推進課

設定年月日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 2 年 10 月 1 日